

令和6年4月

保護者各位

大和市教育委員会

牛乳アレルギー児童・生徒の給食費について

学校給食については日頃から格別のご理解をいただき、感謝申し上げます。大和市では牛乳にアレルギーを持つ児童・生徒の給食費につきまして、以下の通り定めております。

つきましては、医師から牛乳アレルギーの診断を受けており、返金を希望される場合は、牛乳除去申請書を学校に提出いただきますようお願いいたします。

- 1 内容** : 牛乳アレルギー等により、牛乳1本を飲用できない児童・生徒の給食費は牛乳代を返金します。
- 2 対象者** : 牛乳によるアレルギーや乳糖不耐症など、医療機関で除去が必要と診断された児童・生徒が対象となります。
- 3 手続き** : 学校にある『飲用牛乳除去申請書』を提出してください。
※提出は毎年度必要です

4 返金額:

- 月の途中から申請した場合は、受付日から飲用牛乳を停止し、飲用牛乳返金一覧表の金額を返金します。
- 翌月からは、月の決まった金額を返金します。
- 就学援助及び生活保護受給者は、申請後牛乳代が差し引かれて支給されます。

飲用牛乳代返金一覧表(令和6年度)

(単位:円)

連続飲用牛乳 停止回数	4~6回	7~9回	10~12回	13~15回	16~18回	19~21回	22回以上 又は1ヵ月
小学校 返金額	62	248	434	620	806	992	1,077
中学校 返金額	62	248	434	620	806	992	1,048

※牛乳の価格は年度により変更になる可能性があります。

※小学校と中学校は1年間の給食実施回数が異なるため、1ヵ月すべて停止した場合の返金額が異なります。

5 その他:

学校給食の栄養量は、文部科学省により基準値が示されております。成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位向上のため、栄養のバランスがとれた食事となるためには、毎日牛乳200mlをとることが示されています。

このことをご理解いただき、牛乳の好き嫌い等の理由により申請されることのないようお願いいたします。